

改正

令和3年3月23日告示第94号

令和3年4月1日告示第246号

令和4年3月31日告示第90号

令和5年3月31日告示第155号

令和5年6月23日告示第272号の2

令和6年3月25日告示第84号

令和7年4月1日告示第149号

鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の範囲内において移住支援金又は地方就職学生支援金を交付することを目的とし、当該移住支援金の交付については、わくわくかごしま移住促進事業実施要領（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援金 鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う鹿屋市移住就業支援事業（以下「移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、マッチングサイトに登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合、又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市移住支援金をいう。
- (2) 地方就職学生就職活動支援金 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業し、県内の企業に就業する者が第5条第2項に規定する対象者の要件を満たす場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市地方就職学生就職活動支援金をいう。
- (3) 地方就職学生移転費支援金 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東

京都内に本部がある大学を卒業又は大学院を修了し、県内の企業に就業する者が第5条第2項に規定する対象者の要件を満たす場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市地方就職学生移転費支援金をいう。

(4) マッチングサイト 県実施要領第4の2の規定により県が開設及び運営するものをいう。

(移住支援金の交付金額)

第3条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(地方就職学生支援金の対象経費及び交付金額)

第4条 地方就職学生就職活動支援金の対象経費は、地方就職学生就職活動支援金の対象者が県内で就職活動を行うため、東京圏から県内の就職活動の実施場所まで公共交通機関（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等をいう。）で移動する際の交通費の1往復分とし、その交通費の算定に当たっては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号。以下「県条例」という。）の規定に準ずるものとする。

2 地方就職学生就職活動支援金の額は、前項の規定により算定した額の2分の1以内の額とし、その限度額は、県条例の規定により算出した東京までの1往復分の交通費の2分の1の額とする。

3 地方就職学生就職活動支援金の交付は、1人につき1回限りとする。ただし、前項の規定にかかわらず、1往復分の交通費の実支出額が1万円未満である場合は、地方就職学生就職活動支援金は交付しない。

(地方就職学生移転費支援金の対象経費及び交付金額)

第4条の2 地方就職学生移転費支援金の対象経費は、地方就職学生移転費支援金の対象者が、東京圏から本市へ移転する際に要した経費とし、その限度額は10万円とする。

(対象者の要件)

第5条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち

条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点をすることができる。）。

（ウ）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住支援事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

（イ）本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2）就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合（マッチングサイトを経由する場合）

（ア）勤務地が原則県内に所在すること。また、移住後の就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、県外のマッチングサイ

トに掲載されている対象求人に就業する場合は、本市に移住する場合に限り、これを妨げるものではないこと。

(イ) 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) (ア)の求人に対する応募の日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件 県実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けており、かつ、申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)から(カ)までのいずれ

れかに該当すること。

(ア) 町内会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。

(イ) 本市に居住したことがあること。

(ウ) 本市に所在する学校に通学したことがあること。

(エ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。

(オ) かのや移住サポートセンターの相談者であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。

(カ) 本市の移住活動支援事業補助金を受けて移住体験ツアーに参加又は移住体験を実施したことがあること。

イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 本市に所在する農林水産業に就業する者

(イ) 本市に所在する家業等へ就業する者

(ウ) 本市に所在する企業に就業する者

(エ) 地域交通を担うバス運転手、タクシー運転手に従事する者

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了（以下「卒業等」という。）の年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャ

ンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業等していること。ただし、在学中に地方就職学生就職活動支援金を申請する場合は、当該大学等を卒業等する見込みであること。

（イ） 大学等の卒業等の年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

（ウ） 申請時において、大学等の卒業等の日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に地方就職学生就職活動支援金を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 県内に所在する企業に就職することが内定していること。

（イ） 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就職に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 勤務地が県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

（ウ） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ） 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（オ） 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(交付申請)

第6条 移住支援金の申請者は、鹿屋市移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第2号ア及びイの就職に係る就業証明書（別記第2号様式）又は県実施要領に定める起業支援金の交付決定の写し
- (2) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあつては、卒業証明書及び東京23区内で勤務した企業等の就業証明書
- (3) 前条第3号のテレワークに係る所属先企業等の就業証明書（別記第3号様式）
- (4) 転入後の世帯全員の住民票
- (5) 転入前に住所を有していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票又は戸籍の附票
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 地方就職学生就職活動支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生就職活動支援金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業等の学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。ただし、卒業等の後に申請する場合は卒業証明書又は修了証明書とする。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書（別記第5号様式）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 地方就職学生移転費支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付申請書（別記第5号の2様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 卒業証明書又は修了証明書
- (3) 就業証明書（別記第2号様式）

- (4) 移住元の住所を確認できる資料
- (5) 移転費の領収書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当であると認めたときは、移住支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職学生就職活動支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生就職活動支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生就職活動支援金交付決定及び交付確定通知書(別記第7号様式)により申請者に通知する。

3 市長は、前条第3項の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職学生移転費支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生移転費支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生移転費支援金交付決定及び交付確定通知書(別記第7号の2様式)により申請者に通知する。

4 市長は、前3項の審査の結果、移住支援金若しくは地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金を交付しないことが適当であると認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条第1項から第3項までの通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対しては、申請から3か月以内に移住支援金又は地方就職学生就職活動支援金及び地方就職学生移転費支援金の交付を行うこととする。

(交付決定通知書の再発行)

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の再発行を必要とするときは、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書再発行申請書(別記第8号様式)に本人確認書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行することが適当であると認めたときは、第5条第1項の規定により当該交付決定者に対して通知した鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書を再発行するものとする。この場合において、当該鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の標題右余白に「再発行」

と赤字で記載するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して事業に関する報告を求め、又は当該報告に基づく立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

ウ 第5条第1項第2号の規定により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県実施要領に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

2 市長は、地方就職学生就職活動支援金の交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職学生就職活動支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからオまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 地方就職学生就職活動支援金の申請日から1年以内に地方就職学生就職活動支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 地方就職学生就職活動支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(ただし、当該申請時に申請先の市町村に住民票がある場合を除く。)

エ 地方就職学生就職活動支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以内に当該就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。

オ 本市への転入日から3年未満の間に転出した場合

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の間に転出した場合

3 市長は、地方就職学生移転費支援金の交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職学生移転費支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 地方就職学生移転費支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以内に当該就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

ウ 本市への転入日から3年未満の間に転出した場合

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の間に転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第94号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第246号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第90号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の鹿児島県東京圏からの移住支援事業における鹿屋市移住支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者は、この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けた者とみなす。

附 則 (令和5年3月31日告示第155号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に通知した鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書の再発行について適用し、

同日前に通知した鹿屋市移住支援金交付決定通知書の再交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 6 月 23 日告示第 272 号の 2）

この要綱は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日告示第 84 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 149 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。